

○給水施設工事費の内訳及び算出方法について【工事費精算額】

	項目	内容	算出方法
①	設計費	給水課による給水施設工事の設計業務費用。 再設計が必要になった場合は、再設計分の設計費を加算する。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」という)の別表第3「設計費」の労力算出歩数及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。再設計分は再設計の業務完了時点の単価を適用する。
②	直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水施設工事設計業務委託による設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託による給水施設工事設計を行った場合は、当該設計業務の完成出来高数量により完成出来高金額を算出する。 2.給水施設工事設計業務委託による給水施設工事設計を行った場合は、当該設計業務委託に要した費用とする。
③	直接経費 (請負工事費)	給水施設工事の請負工事施工に必要な費用(最終確定額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水施設工事を行う場合は、給水施設工事に必要となった工種・材料の完成数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水施設工事受注者にて給水施設工事を行う場合は、当該発注工事の最終契約(変更)金額とする。
④	間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(最終確定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費:設計費に100分の20を乗じて得た金額。 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤	断水費用	給水施設工事で必要になる工業用水道管断水作業にかかる費用。 追加断水が必要になった場合は、追加断水分の費用を加算する(水道局原因での追加断水の費用は含めない)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」の(2)断水費等(工水)の各工種単価に断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」に記載のとおりとする。 また、断水年度が異なり、「規定の細目(別表)」の別表第13の改定後になった場合は、改定単価に置き換えて算出すること。 ※断水作業時点の単価を適用する。追加断水時は追加断水の作業時点の単価を適用する。
⑥	残土処分費	給水施設工事の施工に際して発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。 指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の当該施工年度の建設発生土処分予定単価(確定単価)に実際の工事の発生土量に乗じて算出する。 また、処分年度が異なる場合は、処分した年度の予定単価(確定単価)に置き換えて算出すること。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※残土搬入完了時点の当該年度予定単価あるいは確定単価を適用する。
⑦	事務検査費	給水施設工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。 工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水施設工事の舗装復旧面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧	その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要な費用。	—